

西宮市保健医療計画策定委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市附属機関条例（平成25年7月10日西宮市条例第3号）に規定する西宮市保健医療計画策定委員会（以下、「策定委員会」という。）の運営について、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 西宮市附属機関条例の別表の担当事務の欄にある「西宮市保健医療計画の策定に関して必要な事項の調査及び審議」として、次の事務を所掌する。

- (1) 計画策定のための課題抽出及び分析に関すること。
- (2) 計画の策定にあたって、基礎資料の点検、助言を行うこと及び計画の具体的内容を検討し、市長に意見を具申すること。
- (3) 前号の検討にあたっては、国、県が策定した計画や構想等との連携を図るほか、西宮市総合計画をはじめ諸計画と整合することに留意しなければならない。

(庶務)

第3条 策定委員会の庶務は、健康福祉局保健所保健総務課において処理する。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は市長又は策定委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。